

# 大阪府における指導監査について

大阪府福祉部  
地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課  
令和7年6月作成

1. 令和6年度の指導監査の結果について
2. 令和7年度指導監査実施方針について

## 指導監査結果の公表①

### ◆指導監査の実施状況（令和6年度実績）

		社会福祉法人	社会福祉施設				
			施設計	内 訳			
				老 人	児 童	障がい	その他
対 象 数	204	369	55	254	54	6	
実 施 数	47	69	8	55	4	2	
実 施 率	23.0%	18.7%	14.5%	21.7%	7.4%	33.3%	
文 書 指 摘 数 (件)	法人運営	124	---	---	---	---	
	法人会計	60	---	---	---	---	
	職員処遇	---	80	59	13	7	1
	利用者支援	---	201	24	164	11	2
	食事提供	---	6	4	2	0	0
	施設会計	---	28	24	2	1	1

※対象数は令和6年4月1日現在。実施数、文書指摘数は令和7年2月末現在。

施設計369は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム除く。

内訳のうち、その他の施設は、救護施設、女性自立支援施設、母子生活支援施設。

◆指摘事項の概要

～「法人運営」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①評議員、評議員会に関すること	35	28.2%
②理事会に関すること	34	27.4%
③理事・監事に関すること	28	22.6%
④定款に関すること	11	8.9%
⑤その他	16	12.9%
合計	124	—

◆指摘事項の主な例

1. 評議員、評議員会について

- ・評議員会の日時、場所及び議案を理事会で決議すること。

2. 理事会について

- ・理事長(及び業務執行理事)は、理事会において、3か月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告を行うこと。

3. 理事・監事について

- ・選任時には「誓約書等」を徴収し、欠格事由や反社会的勢力に該当しないこと及び特殊の関係について確認すること。

4. 定款について

- ・すでに廃止されている事業が定款に記載されているため、事業廃止に伴う定款変更を行うこと。

## ◆指摘事項の概要

～「法人会計」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①会計処理に関すること	20	33.3%
②会計管理に関すること	15	25.0%
③計算書類に関すること	10	16.7%
④その他	15	25.0%
合計	60	—

## ◆指摘事項の主な例

1. 会計処理について

・無形固定資産(パソコンソフト等)については、残存価額をゼロとし減価償却を行うこと。

2. 会計管理について

・経理規程等により業務分担を明確にし、内部牽制に配慮した体制を確立すること。

3. 計算書類について

・支払われた報酬等の額について報酬等の支給基準に根拠がないので、是正すること。

4. その他について

・会計年度を越えた〇〇サービス(拠点)区分から△△サービス(拠点)区分への貸付は年度内に精算する必要があるので、早急に戻し入れること。

## ◆指摘事項の概要

～「職員処遇」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①各種規程に関すること	50	62.5%
②人事管理に関すること	20	25.0%
③職員の健康管理に関すること	7	8.8%
④その他	3	3.7%
合計	80	—

## ◆指摘事項の主な例

## 1. 各種規程について

- ・育児・介護休業規程について関係法令の改正に伴う改定が出来ていなかったため、現時点の法改正等の内容を反映させること。
- ・給与規程に規定のない手当が支給されているため、規程と実態の整合性を図ること。

## 2. 人事管理について

- ・非常勤職員の雇用契約書(又は雇用条件通知書)について労働条件を明示すること。

## 3. 衛生推進者の選任について

- ・労働者が10人以上50人未満の事業場は衛生推進者を選任し、従業員に提示等により周知すること。

◆指摘事項の概要

～「利用者支援」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①利用者の健康管理に関すること	45	22.4%
②施設整備に関すること	28	13.9%
③事故発生の防止及び発生時の対応に関すること	27	13.4%
④避難等訓練に関すること	27	13.4%
⑤その他	74	36.9%
合計	201	—

◆指摘事項の主な例

1. 利用者の健康管理に関すること

- ・健診結果の記録が整備されていなかったため、これを整備すること。
- ・一定年齢以上の児童に対する健康診断の項目に漏れがあったため、これを追加し実施すること。

2. 施設設備について

- ・施設・設備の安全点検等を実施するとともに、実施記録を整備すること。

3. 事故発生の防止及び発生時の対応

- ・関係機関への報告がない、または報告が遅れているため、事故発生時は速やかに報告を行うこと。

4. 避難等訓練について

- ・避難及び消火訓練が月1回以上実施されていないため、これを実施し、その記録を整備すること。
- ・非常災害対策計画を策定していないため、これを策定すること。

◆指摘事項の概要

～「食事提供」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①衛生管理に関すること	3	50.0%
②食事の内容に関すること	2	33.3%
③栄養管理に関すること	1	16.7%
合計	6	—

◆主な指摘事項

1. 衛生管理について

- ・給食の業務に従事する者の雇い入れや配置替えの際には必ず検便検査を実施し、その結果を確認した後に調理業務に従事すること。

2. 食事の内容について

- ・献立表に一人分の分量(各食品及び調味料)の記載がされていなかったため、「献立名、食品名及び食品・調味料の一人分の分量」全てが記載された予定献立表を作成すること。

3. 栄養管理について

- ・給与栄養目標量の設定がされていないので設定すること。

## ◆指摘事項の概要

～「施設会計」の例～

文書指摘事項	文書指摘数	割合
①会計処理に関すること	10	35.7%
②会計管理に関すること	8	28.6%
③計算書類に関すること	6	21.4%
④出納事務に関すること	4	14.3%
合計	28	—

## ◆指摘事項の主な例

**1. 会計処理について**

・寄附金の受入れが不適切であるので、寄附金品台帳及び寄附金収益明細書の整備を行うこと。

**2. 会計管理について**

・会計責任者の設置等の管理運用体制に関しては、経理規程に定める手続きにより行うこと。

**3. 計算書類について**

・経理規程に定める随意契約を行う際には、複数業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

**4. 出納事務について**

・小口現金の運用状況について、保管限度額を超過している状況が見受けられるので、経理規程に基づく運用を行う(実態に応じた経理規程の改正を行う)こと。

## 参 考

### ◆指導監査の実施状況（令和5年度実績）

		社会福祉法人	社会福祉施設				
			施設計	内 訳			
				老 人	児 童	障がい	その他
対 象 数	197	363	55	248	54	6	
実 施 数	52	83	8	67	6	2	
実 施 率	26.4%	22.9%	14.5%	27.0%	11.1%	33.3%	
文 書 指 摘 数 (件)	法人運営	112	---	---	---	---	
	法人会計	122	---	---	---	---	
	職員処遇	---	72	7	59	6	0
	利用者支援	---	146	7	134	5	0
	食事提供	---	5	1	4	0	0
	施設会計	---	0	0	0	0	0

※対象数は令和5年4月1日現在。実施数、文書指摘数は令和6年2月末現在。

施設計363は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム除く。

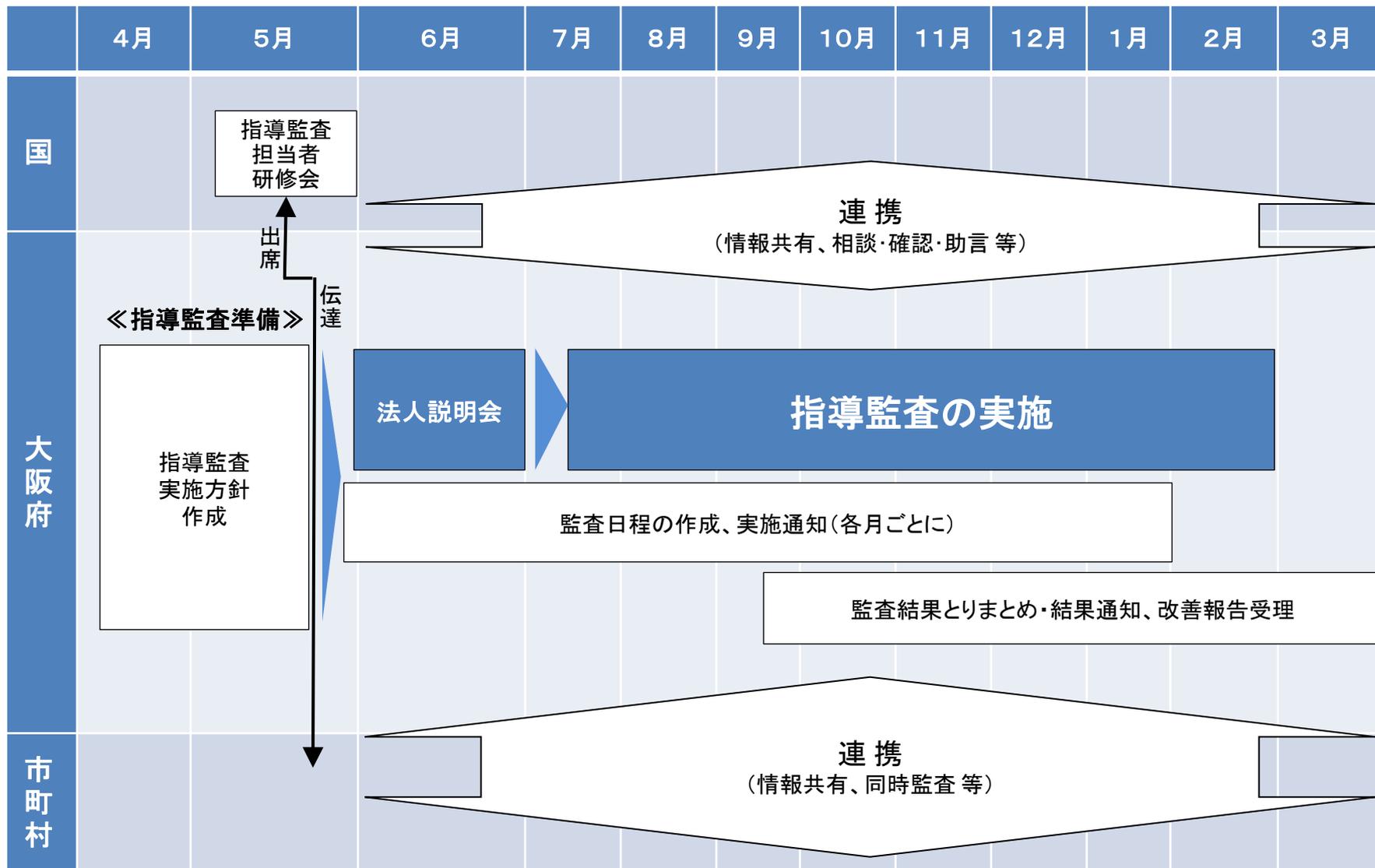
内訳のうち、その他の施設は、救護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設。

## 大阪府の指導監査の概要

令和7年度は、実地による監査を実施する。(事前書類の提出は継続)

	法人監査	施設監査
対象	社会福祉法人	社会福祉施設 保育所、認定こども園、児童養護施設、 障がい者支援施設、高齢者施設 等
目的	法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。	施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施して、適正な事業運営及び施設運営の確保を図る。
根拠法	社会福祉法第56条第1項 (法定受託事務)	社会福祉法第70条 他 (自治事務)
実施時期	7月中旬頃～2月末頃(予定)	同左
監査体制	福祉人材・法人指導課 1回あたり おおむね3人	福祉人材・法人指導課 及び 各施設所管課 1回あたり おおむね4人
監査項目	法人運営、法人会計	職員処遇、利用者支援、食事提供、施設会計

# 指導監査の流れ①



## 指導監査の流れ②

### ◆監査日程の作成

- ・庁内各施設所管課との調整(実施施設、日程、検査職員等)
- ・同行会計士との調整

### ◆府内市町村への情報提供

- ・合同監査の実施検討(指導対象法人・施設の状況を踏まえ、別日の実施も検討)

### ◆指導監査の実施通知

- ・原則、実施日の概ね3週間前までに法人等へ実施日時等の必要事項を通知(府監査要綱)

### ◆指導監査の実施

- ・府内市町村と同時監査の実施、会計士の同行 など

### ◆指導監査の結果通知

- ・改善報告書を作成のうえ、法人等に文書で結果を通知

### ◆改善報告の受理

- ・法人等から提出された改善報告書を受理

## 指導監査の準備

### ◆指導監査実施方針の作成

《令和7年度 大阪府社会福祉法人等指導監査 実施方針》～抜粋～

#### 目的

- 法人監査・・・社会福祉法人に対する指導監査[法定受託事務]  
社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し法令又は通知等に定められている法人として遵守すべき事項について、運営実態の確認を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。  
社会福祉法人指導監査実施要綱で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。
- 施設監査・・・社会福祉施設に対する指導監査[自治事務]  
施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施して、適正な事業運営及び施設運営の確保を図るものとする。

**監査実施期間** …令和7年7月中旬から令和8年2月末の間で実施予定。

**監査体制** … 監査の種類ごとに、下記の体制で実施する。

- 法人監査・・・おおむね3名
- 施設監査・・・おおむね4名

#### 市町村との連携による指導監査

市町村と指導権限等を共管する施設については、日頃から情報交換を行う等の緊密な連携を図り、同時監査の実施に努める(指導対象法人・施設の状況を踏まえ、別日の実施も検討)

#### 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人・施設を対象に随時実施する。  
また、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない法人・施設に対して実施する。

## ◆監査における重点項目の設定

### (1) 法人運営

- ①理事会に関する事 ②理事・監事に関する事 ③評議員、評議員会に関する事

### (2) 法人会計・施設会計

- ①会計管理に関する事(管理運営体制等) ②計算書類関係に関する事(契約書等)

### (3) 救護施設

- ①感染症対応力の向上に関する事 ②非常災害に関する具体的な計画の策定に関する事
- ③定期的な避難・救助等の訓練の実施に関する事
- ④事故防止対策に関する事 ⑤個別支援計画に関する事

### (4) 児童養護施設

- ①個人情報の取扱いに関する事 ②子どもの権利擁護に関する事
- ③防犯に係る安全の確保に関する事 ④非常災害対策や事故発生防止に関する事

### (5) 老人福祉施設

- ①協力医療機関との連携体制の構築 ②感染症対応力の向上に関する事
- ③高齢者虐待防止の取組や身体拘束に関する事
- ④介護サービスの質の向上(人材育成・苦情解決を含む)に関する事
- ⑤リスクマネジメント(業務継続に向けた取組や事故発生防止)に関する事

## ◆監査における重点項目の設定

### (6) 障がい者支援施設・障がい児入所施設

- ①虐待防止対策に関する事項
- ②身体拘束に関する事項
- ③事故防止対策に関する事項

### (7) 保育所、幼保連携型認定こども園

- ①施設内の虐待防止に関する事項
- ②児童の送迎(通園)を目的とした自動車を運行する場合の安全対策に関する事項
- ③防犯に係る安全の確保に関する事項
- ④事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

### (8) 全施設共通〔食事提供について〕

- ①給与栄養目標量の設定に関する事項
- ②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関する事項

### (9) 全施設共通〔職員処遇について〕

- ①各種規程について
- ②人事管理について

※「自己点検・自己評価表」サンプル

**社会福祉法人運営**  
**自己点検・自己評価表**  
 (令和4年3月14日付改正  
 指導監査ガイドライン準拠)

令和7年度

法人名	社会福祉法人
評価した者の氏名	
評価年月日	

令和5年度

自己点検・自己評価項目		評価	
		1 出ている	2 出していない
I 法人運営 1. 定 款	<b>1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。</b> (1) 定款の必要的記載事項(社会福祉法第31条第1項)が、事実上反するものとなっていないか。	1	2
	<b>2 定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。</b> (1) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 (2) 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。 ※所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。	1 1	2 2
	<b>3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。</b> (1) 定款を主たる事務所に備え置いているか。 (2) 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 (3) 公表している定款は直近のものであるか。	1 1 1	2 2 2
2. 内部管理体制	<b>1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。</b> (1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。 (2) 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。	1 1	2 2
	<b>3. 評議員・評議員会</b>	<b>1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。</b> (1) 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。	1
-1 評議員の選任	<b>2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。</b> (1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 (2) 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 (3) 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 (4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。 (5) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 (6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 (7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が、評議員となっていないか。	1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2